

● 消費税の確定申告はお早めに!!

	申告、納税期限	口座振替日 (振替納税ご利用の方)
消費税及び地方消費税	4月1日 (月)	4月24日 (水)

申告所得税の口座振替日は、4月22日 (月) です。

※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

【 申告を間違えたときなどの手続 】

○ 税額を多く申告していたとき (更正の請求)

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。この更正の請求をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書提出期限から1年以内です。

○ 税額を少なく申告していたとき (修正申告)

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表(修正申告書・別表)に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。修正申告をしたり、税務署から更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、過少申告加算税又は重加算税や延滞税がかかる場合があります。

平成31年度の協会けんぽの保険料率が一部改定されます

協会けんぽ三重支部の健康保険料率は据え置き、介護保険料率は、3月分(4月納付分)より引き上げられます。

	現行		平成31年3月分～
健康保険料率	9.90%	→	9.90%
介護保険料率	1.57%	→	1.73%



※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が変わります。

※ 賞与については、支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。

特定保険料率・基本保険料率とは

健康保険料率(9.90%)のうち、6.39%は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.51%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

伊賀市商工会では、臨時職員を募集しています。ご家族やお知り合いの方などご紹介ください。

職員募集

応募締切: 4月25日(木)

採用予定日: 6月3日(月)



勤務地 伊賀市商工会本所(伊賀市下柘植723-1)
 仕事内容 会計ソフトによる記帳・経理指導、その他商工会業務
 就業時間 午前9時から午後5時15分
 時給 950円
 待遇 各種社会保険完備、交通費支給
 休日 土・日・祝、夏季、年末年始
 資格等 簿記3級以上、普通自動車免許、パソコン操作
 応募方法 4月25日(木)までに履歴書を郵送または持参
 選考方法 書類選考の上、面談

出張健康診断事業を開始します!!

伊賀市商工会では、会員の福利厚生対策の一環として、事業主、従業員、家族の健康保持増進を図るために新たに出張健康診断事業を開始します。従業員を常時雇用する事業主は労働安全衛生法に基づき、必ず年1回定期的に健康診断を実施しなければなりません。出張には各場所で30名以上のご利用が必要となります。詳細、申込は実施前にご案内させていただきますので是非ご利用くださいますようお願いいたします。

実施予定時期	9月～11月を予定		
出張予定場所	伊賀市商工会 各支所(伊賀、青山、阿山、大山田、島ヶ原)		
実施機関	一般財団法人 滋賀保健研究センター		
健診内容	「協会けんぽ一般健診」(協会けんぽ加入者の35歳以上の方対象)	7,030円	
	「定期健康診断」	9,072円	

融資制度の見直しについて

<2018年度>

<2019年度>

小規模借換資金

一般扱い

一般扱いその1

一般扱いその2

・融資利率 1.60%

・融資利率 1.60%

・融資利率 1.70%

・融資期間 5年以内

・融資期間 5年以内

・融資期間 7年以内

事業承継支援資金

融資期間 7年以内

融資期間 10年以内

事業承継支援資金は、月賦返済に加え、半年賦または年賦での返済も可能とされます。

働き方改革支援資金

融資対象に、市町から承認を受けた先端設備等導入計画に基づき、設備を導入する事業者が追加されます。使用用途は「設備資金」のみとされます。

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金のご案内●

中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

【募集期間】 2019年2月18日(月)～2019年5月8日(水)

【対象】 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、下記の要件のいずれかに取り組むものであること。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

1 一般型：革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【補助率】 1/2以内 【補助金額】 100万円～1,000万円以内

2 小規模型：小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援

【補助率】 1/2以内 【補助金額】 100万円～500万円以内

小規模事業者、常時雇用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率は、2/3以内

※生産性向上特別措置法に基づき、2019年1月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を2018年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合の補助率は2/3以内。(1、2共通)

※3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」(＝「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、2018年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3以内。(1、2共通)

★本事業は商工会による認定支援機関確認書が必要となりますので、伊賀市商工会本所または各支所へご相談ください。



次回の 会員一斉訪問実施予定日は **4月15(月)** です



当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。15日にお伺いできない場合は18日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所(☎45-2210)までお願いいたします。

《貸付金利の状況》

(平成31年3月1日現在)

日本政策金融公庫	普通貸付基準利率 (使用用途、返済期間、担保の有無等により異なる)	基準金利
	経営改善貸付(無担保・無保証人)	特別金利F
三重県融資制度	小規模事業資金(第三者保証不要・別途保証料)	1.60% または 1.70% →
商工貯蓄共済制度	一般(保証料不要)	1.675%～2.075% →
	保証協会保証付(別途保証料)	1.40% →